

## 埼玉県介護サービス感染症対応・再開支援事業補助金取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、埼玉県介護サービス感染症対応・再開支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 補助対象事業（要綱第2条関係）

#### (1) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

- ア 補助対象となる施設・事業所等は、申請時点で介護保険の指定又は有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の届出をしている者であって、県が指定する研修を受講している者とする。
- イ 運営する施設・事業所等において利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。
- ウ 介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1施設・事業所として取扱う。
- エ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- オ 本事業と、(2)の介護サービス再開に向けた支援事業をあわせて補助することは差し支えない。

#### (2) 介護サービス再開に向けた支援事業

- ア 補助対象となる施設・事業所等は、申請時点で介護保険の指定又は有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の届出をしている者であって、県が指定する研修を受講している者とする。
- イ 実際にサービス再開につながったか否かは問わない。
- ウ 「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者（居宅介護支援事業所においては、過去1ヶ月の間、在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者）のことをいう。
- エ 「健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録を行っていることをいう。
- オ 「連携を行った」とは、1回以上電話等により連絡を行ったことをいう。
- カ 「調整等を行った」とは、希望に応じた所要の対応を行ったことをいう。

キ 本事業と、(1)の感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業をあわせて補助することは差し支えない。

### (3) 介護施設・事業所等職員慰労金支給事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所に勤務し、利用者と接する職員については、指定外サービスも対象とする。ただし、令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間（以下「対象期間」とする。）、サービス提供実績が全くない事業所については、対象外とする。

イ 事業所の新規・廃止にかかわらず、対象期間に要綱に規定する勤務実績がある場合、対象とする。

ウ 有料老人ホームに該当する施設については、届出が出されている施設を対象とする。

エ 薬局で居宅療養管理指導のみなし指定を受けている場合、居宅療養管理指導を提供するために利用者宅を対象期間中に訪問した日数が暦日で10日以上ある職員のみを対象とする。

オ レンタル用具返却の消毒洗浄作業のみにかかわる者など、利用者と接触しない者は対象とならない。

カ 「10日以上勤務」とは、介護サービス施設・事業所等において勤務した日が、対象期間に延べ10日間以上あることとする。

キ 利用者と接する職員とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれる。ただし、利用者がある建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全くないような場合は、対象とならない。

ク 一日当たりの勤務時間は問わない。

ケ 複数の事業所で勤務した場合は勤務日数を合算して計算する。

コ 夜勤により日をまたぎ、当該施設の一日の所定労働時間を超えて勤務した場合、勤務日数は2日として算定して差し支えない。

サ 同一日に複数回シフト等により勤務をした場合、勤務日数は1日として算定する。

シ 年次有給休暇や育児休暇等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。

ス ボランティアは対象にならない。

セ 慰労金は、所得税法の非課税規定に基づき非課税所得となるため、給与等とは別で振り込むなどにより、源泉徴収しないように留意すること。

ソ 慰労金の受給権については、令和2年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律に基づき、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることを禁止

し、支給を受けた金銭についても差し押さえることを禁止する。

### 3 補助対象経費及び要件（第4条関係）

- (1) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業  
かかり増し経費とは、以下のようなものをいう。

(例)

- ア 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、施設改修費用
- イ 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等
- ウ 外部専門家による研修実施、受講費用等
- エ 消毒費用・清掃費用
- オ 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費等
- カ 自動車・自転車の購入又はリース費用
- キ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用を除く）
- ク 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の諸経費
- ケ 訪問介護員による同行指導への謝金（通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合）
- コ 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費

- (2) 介護サービス再開に向けた支援事業  
環境整備費とは、以下のようなものをいう。

(例)

- ア 長机
- イ 飛沫防止パネル
- ウ 換気設備
- エ （電動）自転車（リース費用含む）
- オ タブレット等のICT機器（リース費用含む）（通信費用を除く）
- カ 感染防止のための内装改修費

- (3) 介護施設・事業所等職員慰労金支給事業

- ア 要綱別表5（1）又は（2）に該当する場合、事前に指定権者に報告をすること。
- イ 要綱別表5（2）に規定する「実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日」とは、患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日とする。
- ウ 「感染症患者又は濃厚接触者」は、利用者に限り、職員は含まないものとする。
- エ 「濃厚接触者」は、保健所により認定された者とする。なお、濃厚接触者と

して認定されていないが、保健所指導によりPCR検査を受け、自宅待機を要請された者は含まないものとする。

オ 感染症患者又は濃厚接触者の発生日は、患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日とする。

カ 感染症患者の終期は、当該患者が退院基準、宿泊療養・自宅療養の解除基準を満たす等により、感染の疑いがないと判断されたときとする。

コ 濃厚接触者の終期は、原則として最終曝露日から14日間の健康観察期間が終わったときとする。ただし濃厚接触者であるかどうかを確認した結果、濃厚接触者であると確認できなかった場合は、濃厚接触者として扱わないものとする。

サ 同一施設内に併設される事業所のうち1つに感染症患者又は濃厚接触者が発生した場合、同一空間を共有している併設事業所についても、発生事業所として取り扱って差し支えない。

#### 4 申請手続（要綱第5条関係）

本事業に係る手続きは、オンラインによる申請又は郵送（紙）により、以下のとおり行うものとする。

なお、介護事業所番号を附番されている事業者については、原則としてオンラインにより申請すること。

##### （1）精算払いの場合

- ア 交付申請 【事業者→県】
- イ 審査 【県】
- ウ 交付決定通知【県→事業者】  
兼確定通知
- エ 支援金の支給【県→事業者】

##### （2）概算払の場合

- ア 交付申請 【事業者→県】
- イ 審査 【県】
- ウ 交付決定通知【県→事業者】
- エ 慰労金の支給【県→事業者】
- オ 実績報告 【事業者→県】
- カ 交付確定通知【県→事業者】
- キ （返還がある場合）返納【事業者→県】

#### 5 申請書の添付書類（要綱第5条関係）

第5条（2）様式5中「勤務先における申請者の勤務内容等」について勤務先

であった法人が消滅している等の理由で、証明が受けられない場合は、対象期間内に少なくとも10日以上勤務していたことが客観的に証明できる書類（給与明細の写し等）を添付すること。

## **6 受領書の作成（要綱第10条関係）**

事業者が職員等に対して、県から支給する慰労金に、上乗せした額を支給した場合であっても、県からの支給分は事業者からの上乗せ支給分とは別に受領書を作成しておくこと。

### 附 則

この要領は、令和2年8月7日から施行し、令和2年2月1日から適用する。